

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記 1 のとおり。

2 入札等に関する事項

入札に参加を希望する者は、入札公告に定める期日までに、入札参加資格確認申請書等の必要書類を添えて別記 2 (1) に提出すること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、別添 1 の仕様書、別添 2 の契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 4 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札書の受領期限
別記 3 (1) のとおり。
- (4) 入札書の提出場所
別記 3 (2) のとおり。
- (5) 提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を令和 5 年 7 月 31 日（月）午後 4 時 55 分までに提出しなければならない。
- (7) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (8) 入札金額は、業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札参加資格者又はその代理人は、契約条件を契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (10) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し資格審査中の者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること

を条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は、落札決定の対象としない。

- (11) 開札の日時及び開札の場所は、別記3の(3)のとおり。
- (12) 入札参加資格者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。入札参加資格者又はその代理人が、開札の立会を希望しないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (13) 入札会場には、入札参加資格者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び(12)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (14) 入札参加資格者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (15) 入札参加資格者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (16) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させることがある。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (17) 入札参加資格者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加資格者の代理人となることはできない。
- (18) 開札をした場合において、入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加資格者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。
- (19) 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書を徴する。

<入札方式の注意点>

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、別紙様式による入札書及び委任状（代理人の場合）を、持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下、同じ。）により提出しなければならない。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合において、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 件名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加資格者本人の住所、氏名（法人の場合は、商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用い、その頭部には「¥」を記載すること。
- (4) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を

押印すること。

- (5) 入札書は、直接提出する場合は封入の上、提出すること。入札書を郵送等により提出する場合は、入札書の中封筒に入れて密封の上、封皮には「〔愛媛県立しげのぶ特別支援学校スクールバス車両借上に係る業務【中央通・高井便】〕の入札書」と記入し、外封筒の封皮には「〔愛媛県立しげのぶ特別支援学校スクールバス車両借上に係る業務【中央通・高井便】〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

4 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額に運行予定日数（75 日）を乗じた額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属し、取扱いについては、会計規則の規定による。

5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加資格者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 入札参加資格者本人と代理人の両名の押印のある入札書
- (6) 件名等に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額に運行予定日数（75 日）を乗じた額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (10) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書
- (11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 条）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (12) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最高入札金額以上の入札金額が記載された入札書
- (13) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額に運行予定日数（75 日）を乗じた額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1) に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

8 契約書の作成

- (1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。ただし、契約書（案）中、契約金額・契約保証金・契約の相手方・契約の内訳等については、入札執行後、確定時に記入するものとする。

10 令和5～7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格の審査に関する事項等

当該資格の審査に関する事項の照会先及び当該資格審査申請書の提出先

照会先及び提出先	申請者の住所
愛媛県出納局会計課用品調達係 〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話番号 089-912-2156	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町 県外
東予地方局 地域産業振興部総務県民課総務係 〒793-8516 西条市喜多川 796-1 電話番号 0897-56-1300（内線 205）	新居浜市、西条市、四国中央市

東予地方局今治支局 総務県民室総務県民・防災対策グループ 〒794-8502 今治市旭町 1-4-9 電話番号 0898-23-2500（内線 201）	今治市、上島町
南予地方局 地域産業振興部総務県民課総務係 〒798-8511 宇和島市天神町 7-1 電話番号 0895-22-5211（内線 205）	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
南予地方局八幡浜支局 総務県民室総務県民グループ 〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37 電話番号 0894-22-4111（内線 204）	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町

11 入札参加者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた業務等に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札公告日から開札日までの間に事務の手続き上知り得た各種情報を、開札日以降も外部に漏らしてはならない。

12 その他必要な事項

- (1) 契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記 4 のとおり。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人が、本件に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。
- (3) 本件の仕様に関する照会先は、別記 4 のとおり。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名（業務の名称）
愛媛県立しげのぶ特別支援学校スクールバス車両借上に係る業務【中央通・高井便】
- (2) 業務の内容
別添の仕様書のとおり。
- (3) 契約期間
令和5年9月1日～令和5年12月20日まで
ただし、新型コロナウイルス感染症により、学校の休業期間等に変更等があった場合は、契約期間の変更又は本契約を解除することができる。
- (4) 業務の履行場所
愛媛県立しげのぶ特別支援学校（住所：東温市田窪 2135）

2 入札参加資格確認申請書等の提出場所等

- (1) 提出先
愛媛県立しげのぶ特別支援学校 事務室
〒791-0212 愛媛県東温市田窪 2135
電話 (089) 964-2258
- (2) 提出期限
令和5年7月31日（月）午後4時55分まで
注1 持参の場合は、執務時間中とする。
注2 郵送等の場合は、令和5年7月28日（金）午後4時55分必着とする。
- (3) 提出方法
持参又は郵送等により提出すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 受領期限
令和5年8月7日（月）午前9時55分まで
注1 持参の場合は、執務時間中とする。
注2 郵送等の場合は、令和5年8月4日（金）午後4時55分必着とする。
- (2) 入札書の提出場所
愛媛県立しげのぶ特別支援学校 事務室
- (3) 開札の日時及び場所
令和5年8月7日（月）午前10時
愛媛県立しげのぶ特別支援学校 会議室
- (4) 提出方法
持参又は郵送等により提出すること。加入電話、電報、FAXその他の方法による入札は認めない。

4 契約担当者及び仕様書等に係る照会先

- (1) 照会先

愛媛県立しげのぶ特別支援学校 事務室

(2) 住所

愛媛県東温市田窪 2135

(3) 電話

089-964-2258